

はい 社協です！

(社協パンフレット)

ともに生きる豊かな地域社会

～誰もが支え合いながら安心して暮らすために～

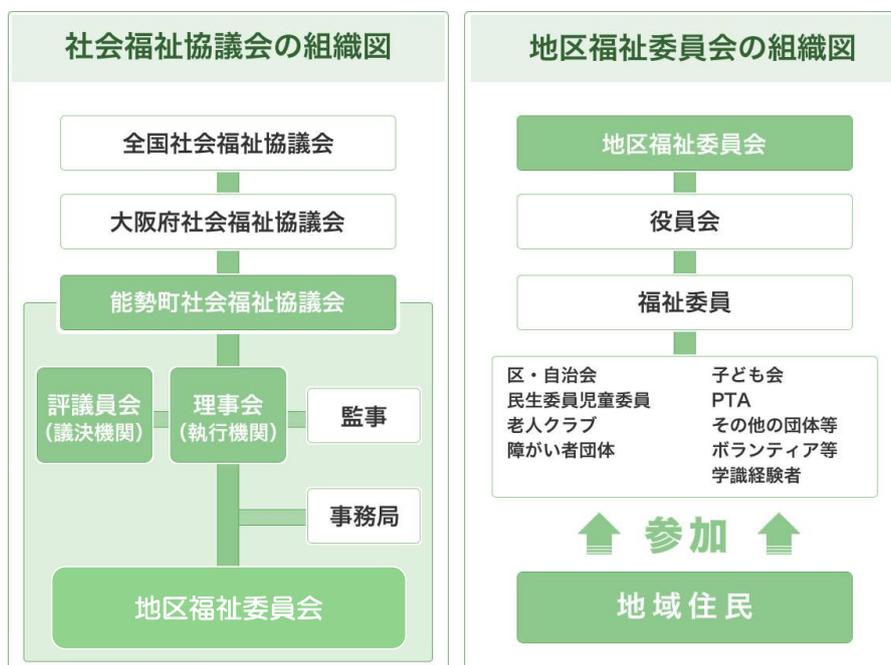


1 法人運営の活動

1. 社協の組織概要

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法(第109条)で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられ全国的に設置されています。

能勢町社協は、1959(昭和34)年に結成され、1994(平成6)年に法人化し、地域住民、関係機関・団体、ボランティア、社会福祉施設や行政などのみなさんと連携・協働し、基本理念「ともに生きる豊かな地域社会(～誰もが支え合いながら安心して暮らすために～)」をめざして、地域福祉活動・ボランティア活動・在宅福祉活動・シルバー人材センター活動を進めています。



2. 運営の方法

社協は、みなさんからの会費・寄付金や共同募金の配分金、公の補助金などで運営しています。



3. 社協会員会費

地域福祉活動への理解や参画を得、社協活動に対する住民みなさんの関心を深めるとともに、地域福祉の向上を目的に、住民世帯・個人・団体・法人の方々へ会員募集を行っています。

種 類	対象者	会費金額	会員内容
一般会員	住民世帯(町内)	年額 1口 500円	社協会員の基礎をなす会員
賛助会員	個人・団体・法人(町内)	年額 1口 3,000円	より賛助的意味合いの強い
特別賛助会員	個人・団体・法人(町内・町外)	年額 1口 10,000円	会員



〈会費使途〉 一般会員会費の50%は地区福祉委員会の活動財源として地域の実情に応じた福祉活動に活用し、残りの50%と賛助・特別賛助会員会費は、社協の事業財源として全町的な取り組みに活用しています。

4. 地域福祉活動計画の推進

地域福祉や社会福祉に関する関係機関・団体と連携・協力し、地域福祉の発展強化を目指して「地域福祉活動計画」を推進しています。

- (1) 地域福祉活動計画推進委員会の開催
- (2) 地域福祉活動計画の推進(社協)
- (3) 地域福祉計画推進委員会(町)への参画



5. ふれあいバザーの実施

地域福祉を進める中で、福祉啓発事業の「能勢ふれあいフェスタ」を盛り上げ、住民交流の場所作りとして「社協ふれあいバザー」を実施し、地域福祉活動・ボランティア活動を広めるため開催しています。



2 地域の助け合い活動

1. 地区福祉委員会活動の支援

社協とともに、地域福祉の推進を図ることを目的に各地区(旧小学校区)に設置され、各種団体や関係者などで構成されている住民主体の組織です。

各地域の活動を支援しています。

- (1) 地区福祉委員会担当の配置
- (2) 地区福祉委員会活動の支援
- (3) 活動拠点の維持管理(旧保育所)



2. 小地域ネットワーク活動の支援

小地域(旧小学校区)を単位として、地区福祉委員会を中心としながら、要援護者一人ひとりを対象に、地域住民による支え合い・助け合い活動が行われています。

各地域の活動を支援しています。

- (1) 地区福祉委員会委員長連絡協議会の開催
- (2) 研修会の開催
- (3) 地区福祉委員会へ助成(地区福祉委員会活動助成金、社協会員会費還元金)



3. 地域共生社会推進事業の支援

人口減少や少子高齢化により、今まで以上に地域での支え合いが必要になっていくことから、地区福祉委員会が中心となり、人づくりや住民相互の支え合い機能を強化し、だれもが地域でいきいきと生活できるよう地域課題の解決を図るため実施しています。

- (1) 地区福祉委員会の地域課題に即した取組への支援
- (2) 地区福祉委員会へ助成(地域共生社会推進事業助成金)



3 ボランティア活動

1. ボランティアセンターの運営

ボランティアの相談、登録、ボランティア保険の加入など、さまざまなボランティアへの支援を実施しています。また、地域のボランティア活動の拠点としての役割を果たしています。

- (1) ボランティア登録、グループ活動の推進及び助成、ボランティア保険の受付窓口
- (2) ボランティア研修・講座等の開催
- (3) ボランティア活動の支援



2. 災害ボランティアセンターの取組

風水害や地震などの大規模災害が発生した際に、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行う災害ボランティアセンター設置に向け、関係者会議等を開催しています。

- (1) 災害ボランティアセンター関係者会議(ネットワーク会議)の開催
- (2) 災害ボランティアセンター研修会等の開催



3. 能勢ふれあいフェスタの開催

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、みんなが地域福祉に関心を持ち、楽しく集い、ふれあい、相互理解を深める新たな場の創造をめざして「ふれあいフェスタ」を開催しています。

- (1) 能勢ふれあいフェスタ実行委員会の開催

【内容】開会式典、団体のパネル展示・即売、模擬店、健康相談 など



4 生活・福祉相談

1. 心配ごと相談・生活福祉相談の開催

気軽に相談できる窓口として、日頃の悩みごとやあらゆる生活上の心配ごとについて相談受付し、必要によっては関係機関を紹介しています。

相談種類	日時	場所
心配ごと相談	偶数月 第3金曜日 13:30～15:00	能勢町社協
生活福祉相談(CSW)	月～金曜日の8:30～17:00、随時対応。	窓口受付・相談者宅など



※祝日、年末年始を除く。※先着順でご相談に応じます。※個人情報、相談内容等は秘密厳守いたします。

2. コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の活動

地域で困っている人と必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させるなど主に「地域福祉のつなぎ役」を行い、地区福祉委員会活動支援や支援を要する人に対する相談と個別支援などを行っています。

- (1)コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置
- (2)連絡会・交流会の開催等
- (3)関係機関・団体(民生委員児童委員協議会など)との連携



3. 大阪府生活福祉資金の貸付

低所得者、高齢者及び障がい者などで償還が見込める世帯を対象に、低利で必要な資金を貸付し、安定した生活を営むために相談受付を行っています。

- (1)低所得者、高齢者及び障がい者などへの生活福祉資金の貸付・相談
※貸付の可否は、大阪府社協が決定します
- (2)コロナ特例貸付フォローアップ支援事業



4. 日常生活自立支援事業

日常の中で、自分で判断することが不安になってきた方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスなどを行っています。

内容	福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス
利用料	福祉サービス利用手続き、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。

※利用決定の可否は、大阪府社協が決定します。



5 見守り・支え合い活動

1. ふれあい給食サービスの実施

高齢者や障がい者等に対して、食事の定期的な提供を通じて、健康の保持、疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認を実施することにより、在宅生活を支援することを目的として実施しています。

利用日・利用料	平日(月～金曜日)、週1～5回利用可能 500円/1食 ※祝日含む ※年末年始を除く。
利用できる方	① 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 ② ひとり暮らし障がい者及び障がい者のみの世帯 ③ 昼間ひとり暮らし高齢者及びひとり暮らし障がい者



2. おせち料理の配食

ひとり暮らしの高齢者を対象に、年末におせち料理を配食しています。

利用日	12月31日	利用者	ひとり暮らし高齢者	利用料	1,500円
-----	--------	-----	-----------	-----	--------



3. 地域自立生活支援事業の実施（見守り訪問）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に、その対象者宅を訪問することにより、高齢者の安全を確保するため見守り訪問を実施しています。

利用日	平日(月～金曜日)、週1～5回利用可能 ※祝日、年末年始を除く。
利用者	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯

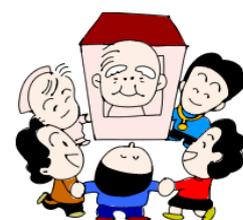
※利用決定の可否は、能勢町が決定します。



4. 生活支援体制整備事業の実施（生活支援コーディネーターの活動）

生活支援コーディネーターを配置し、地域の状況や支援ニーズを把握することから、地域住民主体の生活支援サービスの創出、住民相互の支え合い体制・関係性の構築をめざし、住民の支え合い・助け合い活動を推進しています。

主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ❖ 社会資源の把握 ❖ 地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発 ❖ 関係者間の情報共有等 ❖ 連携のためのネットワーク構築 ❖ 地域の支援ニーズと取り組みのマッチング
協議体の開催 (第1層、第2層)	地域の多様な主体がメンバーとなり、今やっていることや無理なく今できることなどをみんなで話し合う仕組み。＝支え合い会議。



6 組織・団体の活動

1. 組織の活動支援

組織名	活動内容
社会福祉施設 地域貢献委員会	社会福祉施設が連携し様々な地域福祉課題に協働して取り組み、地域福祉の向上に寄与することを目的に開催しています。
障がい施設等連絡会	障がい関係施設等の関係機関が連携協力し施設内資源・ノウハウを生かし、社会資源を活用しながら障がいのある人にとって暮らしやすい町になるよう、町民への障がい者理解・施設理解を高めるために実施しています。
介護保険事業所連絡会	介護保険の事業所で組織し、より質の高いサービス提供を追求し地域の介護レベル向上に寄与するため、各事業所間の緊密な連帯等により、利用者の視点に立った良質な介護サービスの提供をめざすことを目的として開催しています。
ボランティア連絡会	社協ボランティアセンターに登録しているボランティアグループが任意で集まり、自分達の活動だけでなく町内のボランティア活動への参加、情報・意見交換などを行っています。

2. 団体の活動支援

団体名	活動内容
子育てサロン「にこにこ」	<p>育児の悩みや不安、楽しさを語り合う交流の場として、親子の自由遊び・手遊び・工作などの活動を行っています。</p> <p>(1) 利用日 第2・4金曜日 10:30～11:30</p> <p>(2) 利用者 就学前の親子 ※利用料無料</p> <p>(3) 運営 民生委員児童委員協議会、主任児童委員、ボランティア 他</p>
共同募金活動の推進 (地区募金会)	<p>毎年10月1日から12月31日まで、赤い羽根共同募金運動を実施しています。</p> <p>【募集内容】①戸別募金 ②学校募金 ③窓口募金 ④法人募金 ⑤バッジ・カード募金</p>
献血推進事業の推進 (献血推進協議会)	<p>献血への意識向上、普及を図るため、町内で献血車による献血を行っています。</p> <p>(1) 協賛 能勢ライオンズクラブ</p> <p>(2) 実施場所 ノセボックス、浄るリシアター 等</p>



7 運送・貸出サービス

1. 交通空白地有償運送事業の実施（ふれあい号）

バス・タクシー等の交通機関を利用することが困難な高齢者及び運転免許を保有しない住民等の外出の利便を図ることにより、社会参加の促進及び交通空白地の解消をめざす、交通空白地有償運送を行っています。

利用日	平日(月～金曜日) 9:00～17:00 ※ 祝日、年末年始を除く。
利用者	町内在住の方及び同伴者
利用料	①登録料 500円(初回のみ) ②利用料(タクシーの半額程度)
運行範囲	町内のみ
利用申込	2日前までにご連絡ください。(※当日申込は、利用不可。)



2. ふれあいセンターの管理運営（指定管理）

住民が気軽に集え、生きがい活動や世代間交流活動等を通じ、心身の健康増進を図る地域福祉活動の拠点施設として、町より指定管理者の指定を受け運営しています。

利用日	9:00～17:00 ※ 休館日は、祝日・年末年始。
貸室	会議室、多目的室、和室、調理室
利用料	3時間以内(1,000円) ※3時間を超えて1時間ごと(300円) ※冷・暖房使用の場合、上記金額の1割増



3. 車いすの貸出

高齢者・障がい者や一時的な病気・けがをされた方などを対象に車いすを貸出しています。

貸出期間	1日～3ヵ月(※更新申請できます。)
利用料	15日以内(250円) 1ヵ月以内(500円)



8 介護・障がい福祉サービス

1. 居宅介護支援事業の推進（ケアマネジャー）＜居宅介護支援、介護予防支援＞

介護保険の認定を受けた方について、ご本人の希望や心身の状態・家族状況にあった総合的な、サービス計画（ケアプラン）の作成を行っています。

また、市町村より介護保険認定調査の委託を受け調査を行っています。

利用者	介護保険のサービス認定を受けた方
内容	ケアプラン作成、認定調査



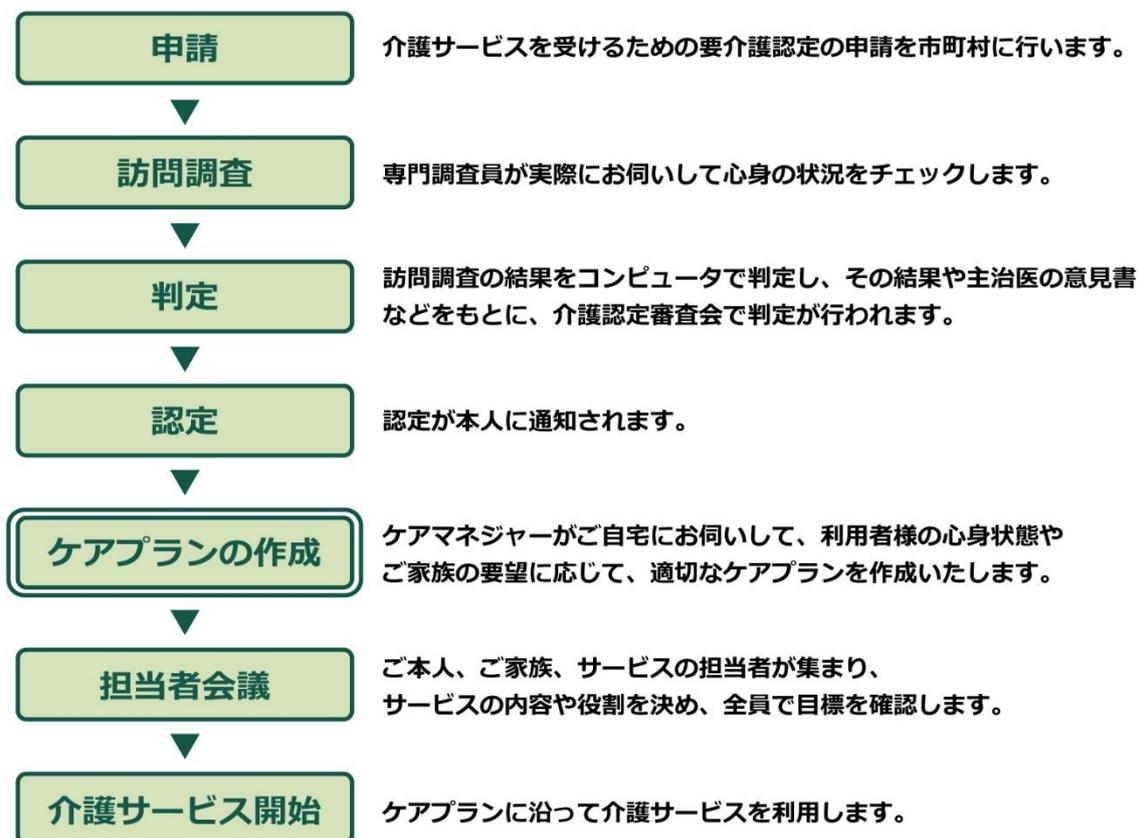
2. ホームヘルプサービス事業の推進 ＜訪問介護・居宅介護・移動支援＞

介護保険の認定を受けた方、障がい福祉サービスの支給決定を受けた方について、ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護、生活援助等を行っています。

利用者	① 介護保険サービスの認定を受けた方 ② 障がい福祉サービスの支給決定を受けた方
内容	身体介護、生活援助、移動支援



介護サービスまでの流れ



9 シルバー人材センター

会員の技術・知識・経験・能力等を十分に生かし、会員相互の連帯のもと発注者からの仕事を受け、各人の希望や能力に応じた仕事を提供し、生きがいの充実や健康維持などの活力ある地域社会づくりをめざし活動しています。



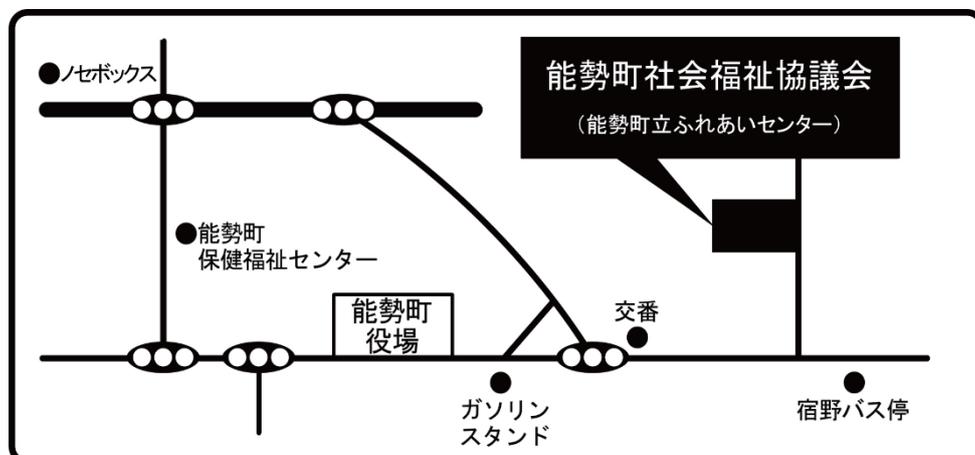
1. 会員入会手続き

入会を希望される方は	① 町内在住でおおむね60歳以上の働く意欲のある方 ② 登録申込書・写真(3.5cm×4.5cm)の提出、定められた会費(年会費1,000円)を納入いただける方
会員がシルバー人材センターで働く場合は	① 会員は、「自主・自立、協働・共助」の理念のもとに、自分の体力・能力、希望に応じて働くことができます。 ② 会員は、引き受けた仕事を完成または遂行し、その仕事の内容によって配分金を受けとります。

2. 仕事の発注を希望する皆様へ

仕事の発注にあたって	① 公益な団体ですので、収益を目的にしていません。安心して仕事をお任せいただきます。 ② 仕事は、センターが責任を持って遂行いたします。 ③ 高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けしておりません。
ご依頼からお支払いまでの流れ	〔ご依頼〕 ➤ 〔ご契約〕 ➤ 〔会員に連絡〕 ➤ 〔仕事の遂行〕 ➤ 〔ご請求〕 ➤ 〔ご入金〕
主な仕事内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 植木・垣根の葉刈り・施肥などの作業 ● 各種施設管理 ● 田圃・栗林・空き地などの草刈り作業 ● 事務所・施設などの清掃作業 ● 庭・空き地などの草引き作業 ● 筆耕(賞状・表彰状など) ● 畑などの補助作業

能勢町社協略地図



1. 受付日時

平日(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時00分 ※祝日、年末年始を除く。

2. お問い合わせ

❖ 能勢町社会福祉協議会(代表)	☎ 072-734-0770
❖ 居宅介護支援事業所 ❖ ホームヘルプサービス事業所	☎ 072-731-2607
❖ シルバー人材センター	☎ 072-734-4680



作成日: 令和5年11月

作成者: 社会福祉法人 能勢町社会福祉協議会

〒563-0341

大阪府豊能郡能勢町宿野 114 (能勢町立ふれあいセンター)

TEL 072-734-0770 (代表) ・ FAX 072-734-2623 (共通)

E-mail : nose.shakyo@extra.ocn.ne.jp

HP : <http://nose-shakyo.or.jp/>